

商品概要説明書

アグリマイティー資金

(平成 25 年 3 月 25 日現在)

商品名	アグリマイティー資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員（正組合員，准組合員）の方，もしくは J A が定めた農業者等の方。農業者等には次の条件を満たす農業者等の方を含みます。<ul style="list-style-type: none">① 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって，次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます）。<ul style="list-style-type: none">(a) 代表者，代表権の範囲，団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること。(b) 一元的に経理を行っていること。(c) 原則として 5 年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。(d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。(e) 主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。※ (a) ～ (e) は「特定農業団体」および「経営所得安定対策等大綱」（平成 17 年 10 月農水省）で定められた「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」の要件。ただし，水田作および畑作に係る農業経営以外の場合には，法人に組織変更する旨の目標を有していることとし，農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとします。② 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする方。○ 原則として秋田県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ 信用状況に不安のない方。<ul style="list-style-type: none">※ 信用状況に不安のないとは，信用事業の支払延滞，経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく，かつ秋田県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 農業生産に直結する設備資金・運転資金。○ 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。○ 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金。 <p>※ 本資金は，負債整理および生活関連事業は対象とせず，他資金の借換えも行いません。</p>
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 事業費の 100% の範囲内。
借入期間	<p>【長期資金】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 原則 10 年以内（据置期間 3 年以内）。ただし，対象事業に応じ，最長 20 年以内。 <p>【短期資金】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 1 年以内（短期資金の書替え・乗換えを認める。）。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については，当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none">○ 手形借入または証書借入とします。
返済方法	<p>【長期資金】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 証書借入における元金均等または元利均等返済。

	<p>【短期資金】</p> <p>○ 手形借入または証書借入における元金均等または期日一括返済。</p>
担保	○ 必要に応じ、担保設定をさせていただくことがございます。
保証	<p>○ 原則として秋田県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p>
保証料	<p>○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>② 分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 ただし、分割払いとするためには、保証機関の承認が必要となります。</p>
手数料	○ 手数料については無料です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または金融共済部（電話：0185-25-4225）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および原則として秋田県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JA秋田みなみ